

2015年6月5日

適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理事長 朝見行弘 様

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社ドワンゴ

申入書に対するご回答

拝啓、時下益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。

さて、貴機構よりお送りいただきました2015年5月1日付「ビンゴブレイクオンライン利用規約等に関する申入書」につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

なお、当社では、2014年10月23日付『ビンゴブレイクオンライン利用規約等に関するお問い合わせ』における貴機構のご意見を受け、速やかに、サービスの適正な利用促進及び利用者保護のさらなる充実という観点から、利用規約の改善の検討を進め、2014年12月11日付でビンゴブレイクオンライン利用規約の改訂を行っております。しかしながら、今回、改定後の利用規約におきましても、貴機構より、以前ご指摘いただかなかった点についてご指摘をいただいたことを受けまして、利用規約の改善方針について当社で再検討いたしました。その結果、当社において取り決めた改善方針に基づき、下記により回答申し上げます。

ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 本件規約第14条(情報の削除)第2項について

本サービスにおきまして、当社は、本件規約に違反し、本サービスの公平性を損なう危険のある行為や他の利用者による本サービスの利用に悪影響を及ぼす行為を行った利用者に対し、被害の発生及び拡大を可能な限り防止するため、第12条によりアカウントを削除する等の措置を講じており、これに付随してアカウントに紐付けられた記録データ等が消失・削除される等の影響が生じる場合がございます。また、記録データ自体におきましても、禁止事項に該当するような適正なサービス運営に相応しくない表現が含まれるものについては、他の利用者にも悪影響を与えないよう当社において削除する必要があります。本件規約第14条は、このような、利用者の問題行為に対して、当社が適正なサービス運営

に必要な措置をとることにより、それに付随した記録データの消失、削除、変更又は移動等が生じ得ることを予め利用者に注意を促すことを目的として規定しております。その目的に即し、次の通り第 14 条を変更いたします。

【修正案】

第 14 条（情報の削除）

1. 次のいずれかの場合、利用者に事前に通知されることなく、アイテム並びに利用者が本サービス上に記録した文章やデータ等（以下「記録データ」といいます）の一部又は全部が消失、削除、変更又は移動等されることがあります。

(1) 記録データが本規約、niconico 規約、アプリ規約のいずれかに違反している場合

(2) 利用者自らがアカウントを削除した場合など、理由を問わずアカウントが削除された場合

(3) 本規約第 8 条に定める禁止行為のいずれかに該当する場合。

(4) <削除>

2. ドワンゴは、本条に定めるアイテム及び記録データの消失、削除、変更及び移動により利用者に損害が生じたとしても、一切責任を負いません。

2. 本件規約第 17 条（準拠法及び分離性）第 2 項について

第 17 条は法令等の改正、解釈の変更に対応するための規定であり、法令等の改正、解釈の内容が現時点で把握出来ない以上、無効になる内容が特定できないため、それによる影響について規定した第 17 条第 2 項後段部につきましても、抽象的な表現とせざるを得ないという判断から、「当初無効とされた条項は、当初意図された経済的目的が可能な限りで達成できる有効な条項に当然置き換えられる」という抽象的な表現で規定していたものとなります。しかしながら、この条項の趣旨からすれば、あくまで無効とされた部分を除く既存部分を出来る限り有効に存続させられるような表現に置き換えられることを意味しているにすぎません。それゆえ、この規定により一方的に消費者の権利を制限又は義務を「加重」するものではなく、消費者契約法第 10 条により無効となると解釈されるものではないと考えます。このような分離可能性の条項は、一般的な契約書に多くみられる表現であり、上記の解釈についても消費者に誤解を招くようなものでもないと考えております。そのため、本件規約第 17 条第 2 項後段部につきましては、削除を行わず、現状のまま規定しておきたく存じます。ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上